

港湾における循環資源取扱に関するガイドライン

平成16年6月16日

<問い合わせ先>

港湾局環境整備計画室

(内線46672、46674)

TEL:03-5253-8111(代表)

成熟期を迎えたわが国経済社会は、これまでの大量消費・大量廃棄から、リサイクル等の推進による循環型社会へ転換することが必要である。平成12年6月に循環型社会形成推進基本法が制定され、これを受けて平成15年3月に「循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定するなど、政府においても循環型社会形成のための施策を進めているところである。

循環資源は、一方の地域では廃棄物であっても他方の地域では資源として有効活用できるという特徴があるため、循環型社会を形成するためには、循環資源を広域的に輸送する静脈物流システムの構築が必要である。循環資源の輸送には、環境負荷が小さく、低廉で大量輸送が可能な海上輸送が適していることから、静脈物流の拠点として港湾の役割は大きい。また、港湾は、製鉄所やセメント工場などリサイクルに係わる産業の既存の集積がある他、比較的空間に余裕があり、人口密集地からも離れていることが多いため、リサイクル産業・リサイクル施設の立地のポテンシャルも大きい。このため、循環型社会の形成には、港湾が大きな役割を果たす可能性がある。

このような趣旨から、国土交通省港湾局においては、港湾を核とした静脈物流システムを構築することを目的として、「リサイクルポート施策」を推進しているところであり、現在、リサイクルポート18港（室蘭港、苫小牧港、石狩湾新港、八戸港、釜石港、酒田港、木更津港、東京港、川崎港、姫川港、三河港、神戸港、姫路港、徳山下松港、宇部港、北九州港、三池港、中城湾港）を指定するとともに、リサイクルポート施策に関心を持つ官民の関係者により設立されたリサイクルポート推進協議会と連携して、施策推進に積極的に取り組んでいるところである。

本ガイドラインは、港湾の持つポテンシャルを活かし、循環型社会の形成を促進するためには、循環資源を適切に管理し、周辺住民へ情報を積極的に開示することを前提としつつ、港湾における循環資源の円滑な取扱いを積極的に推進することが極めて重要であるという判断から、港湾における循環資源の円滑な取扱いを促進するうえで、リサイクルポートの港湾管理者が一般的に配慮することが望ましい事項について取りまとめたものである。

1．循環資源の取扱いに関する弾力的な運用

循環資源には、廃棄物と位置付けられているものも含まれることから、その取扱いが廃棄物として一律に抑制されている事例が見受けられる。循環型社会を形成するためには、環境保全の為の調整・対策を適切に講じることが前提として、港湾における循環資源の円滑な取扱いがなされるよう配慮することが望ましい。

例えば、環境への影響が少ないと考えられる循環資源については、それをバルク貨物として取り扱うことについて、個別事情を勘案しつつ前向きに検討することが望ましい。

2．周辺環境への影響軽減のための対策

循環資源の荷捌作業や運搬、一時保管に当たっては、その種類によっては、循環資源の飛散、汚水の流出、運搬車両の走行等、港湾及びその周辺環境へ影響を及ぼすこともありうる。このため、防塵柵の設置、油水分離槽、污水处理、緩衝緑地の整備等、周辺環境への影響を軽減するための対策について、港湾管理者は必要性や地域事情を勘案しつつ、官民協調して行うことが望ましい。

3．リサイクル施設の立地等に対するインセンティブ

静脈物流システムの構築は、循環型社会を形成する観点ばかりでなく、リサイクル関連産業という新規産業の誘致・育成の観点も有していることから、地域経済への寄与も期待できる。このため、港湾管理者及び地元地方自治体は地域事情を勘案して、リサイクル施設の立地等に対するインセンティブの導入を検討することが望ましい。

4．循環資源取扱施設の適切な計画

循環資源も港湾取扱貨物の一種であるので、港湾管理者は、港湾計画の見直しや港湾整備のための計画を策定・見直しする際に、循環資源に係る貨物需要を含めて適切に予測し、循環資源を取り扱う施設の規模・配置を適切に計画することが望ましい。

また、港湾管理者は、循環資源を取り扱う埠頭やリサイクル施設が立地する場所については、周辺地域への影響に配慮し、他の利用形態と調和するよう、適切に土地利用計画を定めることが望ましい。

*)「循環資源」とは、廃棄物等のうち有用なものをいう。(循環型社会形成推進基本法第2条第3項参照)